

消防署からのお知らせ



令和8年1月1日施行の火災予防条例一部改正に伴い、火入れ許可を受けた方に限り、消防署への「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」が省略できるようになりました。

また、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災の発生を受け、1月から5月までの間、一定の気象条件により「林野火災注意報」、「林野火災警報」が発令されることとなりましたので、火入れ・たき火等を実施される方は、下記事項に十分注意のうえ実施していただきますようお願いいたします。

1 「林野火災警報」発令中は、 許可を受けた火入れであっても、実施することができません。

林野火災警報発令中は、火の使用が制限されます。火の使用の制限に違反した者には、罰則（30万円以下の罰金または拘留）が課せられる場合があります。

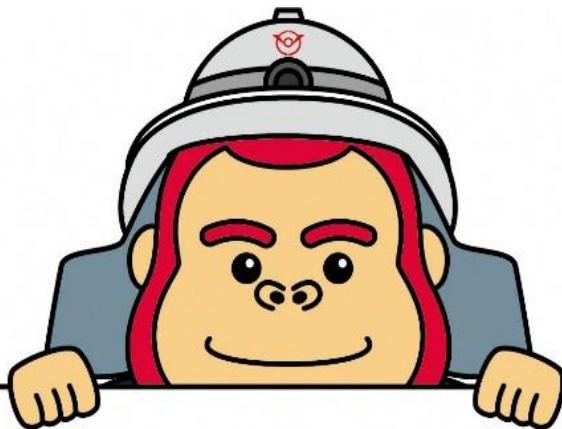
2 「林野火災注意報」発令中は、屋外において火を使用しないよう努めなければなりません。

3 発令状況は、下記により確認することができますので、火入れ等を実施する前に、必ずご確認ください。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ・須賀川地方広域消防組合ホームページ | ・災害情報案内（0248-76-8181） |
| ・最寄り消防署への電話による問合せ | ・市町村の防災行政無線（林野火災警報発令時のみ） |

4 火入れ、たき火を実施する際の注意事項

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ・消防用具を準備して行いましょう。 | ・一度に多数箇所に点火しないようにしましょう。 |
| ・山際では行わないようにしましょう。 | ・万が一に備え、複数人で実施しましょう。 |



「火入れ等開始前」と「消火後」は、
最寄りの消防署へご連絡ください。

また、消防署へ通報があった際には、
消防車が出動する場合がありますので、
ご了承ください。

須賀川地方広域消防組合

消防本部 0248-76-3114

須賀川消防署 0248-76-3197

長沼分署 0248-67-3303

鏡石分署 0248-62-4511

湯本分遣所 0248-84-2112

石川消防署 0247-26-3161

玉川分署 0247-57-4112

平田分署 0247-55-2213

浅川分署 0247-36-2009

古殿分署 0247-53-3412